

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年2月 15 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第2200110号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第2200083号

第1 結論

請求者のA社における平成30年10月1日から令和2年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年10月から同年12月までの標準報酬月額については15万円から17万円、平成31年1月から令和元年8月までの標準報酬月額については、15万円から19万円、令和元年9月から同年12月までの標準報酬月額については、15万円から20万円とする。

平成30年10月から令和元年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年10月から令和元年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：平成元年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成30年10月1日から令和2年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書に記載されている支給額と相違しているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初15万円と記録されていたところ、令和4年2月21日（受付）の事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、請求期間のうち平成30年10月から同年12月までは15万円から17万円に、平成31年1月から令和元年8月までは15万円から19万円に、令和元年9月から同年12月までは15万円から20万円に訂正されているが、当該届出は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後になされたものであることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険

給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた 15 万円とされている。

しかしながら、請求者から提出された給料支払明細書及び預金通帳の写し並びに日本年金機構が保管している A 社の賃金台帳により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（15 万円）を超えていていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の資料により確認できる本来の報酬月額から、請求期間のうち平成 30 年 10 月から同年 12 月までは 17 万円に、平成 31 年 1 月から令和元年 8 月までは 19 万円に、令和元年 9 月から同年 12 月までは 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得られないが、事業主は、厚生年金保険料の徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 2 月 21 日（受付）に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2200340 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2200082 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B工場（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（妻）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年2月1日から同年12月4日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、D公共職業安定所の紹介により、正社員ではないが社会保険完備であることを確認してA社B工場に入社した。同工場では従業員が使用する施設の窯に石炭をくべる「窯たき」の業務に1日8時間ほど従事し、残業することもあった。上司から仕事ぶりを認められていたが、欠員がなく正社員となれなかつたため退社した。夫は、給料袋の明細欄で給与から厚生年金保険料が控除されていたことを毎月確認し納得して同工場に勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者はA社B工場で従業員が使用する施設の窯に石炭をくべる業務に従事していたと陳述しているところ、請求期間に同工場に勤務していた複数の元従業員（以下「同僚」という。）は、請求期間当時、同工場に作業員が使用する施設があったと回答しており、同僚の一人は、施設内のボイラー室に大量の石炭が山積みされ、石炭をボイラーに投入する作業員がいたと回答しているが、C社は、請求期間に訂正請求記録の対象者が同工場に勤務していたかは不明である旨回答しているほか、前述の回答があつた複数の同僚は、いずれも訂正請求記録の対象者の名前を記憶していないことから、同工場における訂正請求記録の対象者の具体的な勤務実態を確認することはできない。

また、C社は、請求期間に訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者となる届出を行

ったかは資料がなく不明と回答しており、請求期間当時に作成されたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、請求期間を含む昭和35年1月21日から昭和36年2月1日までに同工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得した38人の中に訂正請求記録の対象者の氏名はなく、これらの被保険者に係る厚年整理番号（＊番から＊番まで）は連番で記録が欠落した形跡もないことから、同工場において、請求期間に訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得したことは認められない。

さらに、C社及びA社（本社）は、請求期間当時、A社B工場で現地採用された従業員をA社（本社）で社会保険に加入させることがあったかについては不明と回答していることから、同社（本社）の事業所別被保険者名簿を確認したが、請求期間を含む昭和35年2月1日から同年12月6日までに同社（本社）で厚生年金保険の被保険者資格を取得した73人の中に訂正請求記録の対象者の氏名はない。

なお、同僚の一人がA社B工場の施設はA社B工場生活協同組合の職員が担当していたのではないかと陳述していることから、同組合の事業を継承したE社F支社に照会したが、同社は、請求期間当時の人事記録等の資料はなく、職員の社会保険加入に関する取扱いについても不明と回答しており、請求期間にA社B工場生活協同組合の厚生年金保険被保険者記録がある者に照会をしたところ、複数の者から回答があったが、いずれの者も訂正請求記録の対象者の名前を記憶しておらず、施設のボイラーに石炭を投入する業務を同組合の職員が担当していたかは不明と回答しているほか、同組合の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、請求期間を含む昭和34年12月1日から昭和36年4月1日までに同組合で厚生年金保険の被保険者資格を取得した6人の中に訂正請求記録の対象者の氏名はない。

加えて、社会保険オンラインシステムにより訂正請求記録の対象者について複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求期間に訂正請求記録の対象者のものと思われる厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

一方、事業主が、請求期間に訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者となる届出を行ったとは認められない場合において、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）により訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正するためには、請求期間における訂正請求記録の対象者の具体的な勤務実態が認められるとともに、事業主が訂正請求記録の対象者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要があるが、C社の事業主は、訂正請求記録の対象者の給与から請求期間に係る保険料を控除したかについては不明と回答しており、このほかに訂正請求記録の対象者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。